

**鳥取県告示第465号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり千代水土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年6月26日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

退任した役員の氏名及び住所

監 事 村 川 道 夫 鳥取市南隈61

平成23年6月28日退任

就任した役員の氏名及び住所

監 事 吉 田 一 夫 鳥取市南隈11

平成24年4月2日就任 任期 平成27年4月5日まで